（№　B/L-2020-001）

CI-NET LiteS実装規約改善要求書（CHANGE REQUEST）（案）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発信者記入欄 | | | | | | | 事務局記入欄 | | | | | |
| 発　信　日　　2020年　8月　20日 | | | | | | | 受　信　日　　　　年　　　月　　　日 | | | | | |
| 会 社 名 | | | | | | | 反映対象バージョン： | | | | | |
| 企業識別コード |  |  |  |  |  |  | Ver. | 2 | . | 2 | ad. | 0 |
| 部 署 名　LiteS規約WG | | | | | | | 事務局処理記入欄 | | | | | |
| 担当者名 | | | | | | |
| TEL:  連 絡 先  FAX: | | | | | | |
| 取引区分コードのコード改訂および計算仕様 | | | | | | | | | | | | |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）  【要求内容】  工事請負契約外取引メッセージにおいて、従来の商習慣に照らし合わせた場合、[1203]明細別取引区分コードに対して、以下のコードの改訂が求められた。  （1）改訂対象  ・[1203]明細別取引区分コード　のコードの改訂    （2）改訂内容  以下のとおり変更する。  ＜CI-NET LiteS実装規約Ver.2.1 ad.8 P134、P234、P301、P394、P483＞   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 変更前 | ＜本文＞  ・・・   |  | | --- | | [1203]明細別取引区分コード  　明細別の購入・支給品・レンタル・リースなどの取引の区分を示すコード。 |   ・CI-NET標準BP「3.2.3.8.3取引区分コードリスト」（次表）に準拠する。  表B.Ⅸ- 1　取引区分コードリスト   | 取引区分  コード | 内容 | | --- | --- | | 1 | 購入品・販売品を示す。 | | 11 | 一式契約による取引を示す。 | | 12 | 単価契約による取引を示す。 | | 2 | 依託加工品・支給品を示す。 | | 3 | レンタル・リース取引を示す。 | | 31 | レンタル・リース取引で返却日を計上する。 | | 32 | レンタル・リース取引で返却日を計上しない。 | | 33 | レンタル・リース取引で損失として計上する。 | | 34 | レンタル・リース取引で日割計算処理を行う。 | | 35 | レンタル・リース取引で月極計算処理を行う。 | | 4 | 売戻・買戻条件付取引を示す。 | | 41 | 売戻・買戻条件付取引で返却日を計上する。 | | 42 | 売戻・買戻条件付取引で返却日を計上しない。 | | 43 | 売戻・買戻条件付取引で損失として計上する。 | | 5 | 工事・作業であることを示す。 | | 51 | 工事委託・請負作業などの外注取引を示す。 | | 52 | 工事・作業の歩合による労務提供型の取引を示す。 | | 8 | 帳票の金額に含まれない別途計上の取引を示す。 | | 81 | 別途工事を示す。 | | 82 | 貸与品を示す。 | | 83 | 支給品を示す。 | | 84 | 移設品を示す。 | | 85 | 撤去品を示す。 | | 86 | 既設品を示す。 | | 9 | 運送費、事務経費など、上記に該当しない取引を示す。 | | | 変更後 | ＜本文＞  ・・・   |  | | --- | | [1203]明細別取引区分コード  　明細別の購入・支給品・レンタル・リースなどの取引の区分を示すコード。 |   ・CI-NET標準BP「3.2.3.8.3取引区分コードリスト」（次表）に準拠する。  表B.Ⅸ- 2　取引区分コードリスト   | 取引区分  コード | 内容 | | --- | --- | | 1 | 購入品・販売品を示す。 | | 11 | 一式契約による取引を示す。 | | 12 | 単価契約による取引を示す。 | | 2 | 依託加工品・支給品を示す。 | | 3 | レンタル・リース取引を示す。 | | 31 | レンタル・リース取引で返却日を計上する。 | | 32 | レンタル・リース取引で返却日を計上しない。 | | 33 | レンタル・リース取引で損失として計上する。 | | 34 | レンタル・リース取引で､明細金額は単価に数量を乗ずる計算処理を行う。  金額=単価×数量｡ | | 35 | レンタル・リース取引で､明細金額は単価に数量を乗じ､その数量は補助数量(台数)に使用期間(日数､月数等)を乗ずる計算処理を行う。  明細金額=単価×数量､数量=補助数量(台数)×使用期間｡ | | 36 | レンタル・リース取引で､明細金額は単価に数量を乗じ､その単価は月極単価を30日で除じおよびその数量は補助数量(台数)に使用期間(日数)を乗ずる計算処理を行う。  明細金額=単価×数量､単価=月極単価/30日､数量=補助数量(台数)×使用期間(日数)｡ | | 37 | レンタル・リース取引で､明細金額は単価に数量を乗じ､その単価は月極単価に使用期間(日数) を乗じたものを30日で除じたものを乗ずる計算処理を行う。  明細金額=単価×数量､単価=(月極単価×使用期間(日数))/30日  ただし､数量には台数を計上し､[1216]補助数量(台数)は使用しない。 | | 4 | 売戻・買戻条件付取引を示す。 | | 41 | 売戻・買戻条件付取引で返却日を計上する。 | | 42 | 売戻・買戻条件付取引で返却日を計上しない。 | | 43 | 売戻・買戻条件付取引で損失として計上する。 | | 5 | 工事・作業であることを示す。 | | 51 | 工事委託・請負作業などの外注取引を示す。 | | 52 | 工事・作業の歩合による労務提供型の取引を示す。 | | 8 | 帳票の金額に含まれない別途計上の取引を示す。 | | 81 | 別途工事を示す。 | | 82 | 貸与品を示す。 | | 83 | 支給品を示す。 | | 84 | 移設品を示す。 | | 85 | 撤去品を示す。 | | 86 | 既設品を示す。 | | 9 | 運送費、事務経費など、上記に該当しない取引を示す。 | | | | | | | | | | | | | | |

|  |
| --- |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）  【要求の理由】  　工事請負契約外取引メッセージにおいて、従来の商習慣に照らし合わせた場合、[1203]明細別取引区分コードに対して、以下のコードの改訂が求められた。  【既存ユーザ等への影響】  　コードの追加となるため、発注者と受注者間の合意により利用の要否を取り決めることが可能である。また、システム開発者向けに、広く周知を図る必要がある。 |

（№　B/L-2020-001）

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る

改訂チェックリスト

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 審議･検討日 | 2020年8月20日 |
| 審議機関 | （委員会／WG名等を記載）  標準委員会／LiteS規約WG |

|  |  |
| --- | --- |
| 改訂内容 | （提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載）  [1203]明細別取引区分コードのコード改訂 |

| チェック項目 | | ﾁｪｯｸ | 指摘事項等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 1.既存ユーザへの影響度合い | ①実稼動しているシステムの改修度合 | △ | 実稼動しているシステムの改修が必要である。 |
| ②業務の見直し、変更への影響度合 | ○ | 従来業務からの変更は特に生じない。 |
| ③いずれのユーザの負担が大きいか | △ | 発注者、受注者ともに、システムの改修が必要である。 |
| ④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か | ○ | 及ぼす影響の範囲は明確化されている。 |
| ⑤即時の対応が可能か否か | △ | 各EDIサービスおよびユーザ社内システムなどにて対応準備が整えられた後の対応となる。 |
| ⑥立場の違いなく対応が可能か否か | ○ | 立場の違いによる対応の差異は特にない。 |
| 2.各社固有の業務要件か | ①他ユーザの賛同の有無 | ／ |  |
| ②業務の変更による対応可否の検討有無 | ／ |  |
| 3.印刷要件か | ①各社の帳票出力に依存する項目が否か | △ | 請求書の帳票出力レイアウトに変更を生じるため、併せてシステム改修が必要である。 |
| 4.二重要件か | ①他項目での類似機能がないか | ○ | 他項目での類似機能はない。 |
| 5.定義の明確化 | ①類似項目との違いは明確か | ○ |  |
| ②規約全体を通して定義を明確にしているか | ／ |  |
| 6.改訂の緊急度 | ①即時対応の必要性の有無 | △ | インボイス制度への対応が必要な場合には、制度施行に合わせて改修する必要があり、即時対応が必要となる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 審議結果 | (単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載) |
| 今後の対応 | (上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など) |

|  |
| --- |
| 【チェック欄の凡例】  ○：問題なし  △：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい  ／：対象外／該当しない  ×：問題あり／指摘事項への対応が必要 |